

○ 窒素酸化物の排出基準

<共通>

注1) 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

注2) 26の項の特殊廃棄物焼却炉とは、ニトロ化合物、アミノ化合物、シアン化合物及びこれらの誘導体を製造又は使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却する炉をいう。

注3) 2,093,025kJ/m3h = 50万kcal/m3h、586,047kJ/m3h = 14万kcal/m3h、837,210kJ/m3h = 20万kcal/m3h

規則表第3の2	令別表第1の項番号	施設の種類	規模 [万m <sup>3</sup> N/h]	On [%]	排出基準値 [cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)					備考	
					~	S48.8.10 ~ S48.8.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~		
1	1	ガス専焼ボイラー	50以上	5	130		100	60			
			10 ~ 50	5	130		100				
			4 ~ 10	5	130			100			
			1 ~ 4	5	150		130				
			1未満	5	150						
3	1	液体燃焼ボイラー(排煙脱硫装置付)	100以上	4	180		150	130		*原油タール燃焼は280 **過負荷燃焼型(燃焼室熱負荷2,093,025kJ/m3h以上)は適用猶予	
			50~100	4	210	180	150	130			
			10~50	4	210	180	150				
			4~10	4	210*	180	150				
			1~4	4	250*		150				
			0.5~1	4	280			180			
			0.5未満	4	280**			180			
	1	液体燃焼ボイラー(前記を除く)	50以上	4	180		150	130		*原油タール燃焼は250 **過負荷燃焼型は適用猶予	
			10~50	4	190	180	150				
			4~10	4	190*	180	150				
			1~4	4	230*		150				
0.5~1			4	250			180				
0.5未満	4	250**			180						

規則表第3の2	令別表第1の項番号	施設の種類	燃料の種類	On [%]	排出基準値[cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)		備考
					S60.9.10 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~	
2-2	1	小型ボイラー	液体燃焼	6	300	260	
2-3		固体燃焼	6	350			

○ 窒素酸化物の排出基準

規則 別表 第3 の2	令別 表第 1の 項番 号	施設の種 類	規模 [万m <sup>3</sup> N/h]	On [%]	排出基準値 [cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)							
					~	S48.8.10	S50.12.10	S52.6.18	S54.8.10	S58.9.10	S59.9.10	S62.4.1
					S48.8.9	S50.12.9	S52.6.17	S54.8.9	S58.9.9	S59.9.9	S62.3.31	~
2	1	固体燃焼ボ イラー	100以上	6	400 <sup>※1)</sup> ※2)※3)	300						200
			70~100	6	400 <sup>※1)</sup> ※2)	300						200
			50~ 70	6	420 <sup>※1)</sup> ※2)	300*4	300				250	
			30~ 50	6	420 <sup>※2)</sup>	350	300				250	
			25~ 30	6	420	350	300				250	
			20~ 25	6	420 <sup>※5)</sup>	350	300				250	
			10~ 20	6	450	350	300				250	
			4~ 10	6	450	350	300			300 <sup>※6)</sup>		250 <sup>※6)</sup>
			1~ 4	6	450	380	350		350 <sup>※7)</sup>	350 <sup>※9)</sup>	350	
			0.5~ 1	6	450	380	350		350 <sup>※8)</sup>	350 <sup>※9)</sup>	350	
			0.5未満	6	480			380		350 <sup>※9)</sup>	350	

※1) 低品位炭専焼・火炉分割壁型放射過熱器を有するもの(火炉熱発生率586,047kJ/m<sup>3</sup>h以上)は550

※2) 低品位炭専焼のもの(※1を除く)は480

※3) 石炭燃焼・接線型チルチンクバーナー式のもの(※1、※2を除く)は430

※4) 再熱再生抽気復水式自然循環型、火炉熱発生率837,210kJ/m<sup>3</sup>h以上であってS59. 12.31までに  
固体燃焼ボイラーに転換するものは420

※5) 石炭専焼・前面燃焼方式・自然循環型、火炉熱発生率580,647kJ/m<sup>3</sup>h以上のものは450

※6) 石炭燃焼・散布ストーカ型の場合は320

※7) 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは380

※8) 石炭燃焼・流動層燃焼方式のものは390

※9) 固体燃焼・流動層燃焼方式のものは360

○ 窒素酸化物の排出基準

規則表第3の2	令別表第1の項番号	施設の種類	規模 [万 m <sup>3</sup> N/h]	On [%]	排出基準値 [cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)				備考
					~	S50.12.10 ~	S52.6.18 ~	S54.8.10 ~	
					S50.12.9	S52.6.17	S54.8.9		
4	2	ガス発生炉、加熱炉		7	170			150	
	2	水素ガスの製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー燃焼方式のもの)		7	360			150	
5	3	パイロ 焼結炉		14	250			220	
6	3	焼結炉(ペレット焼成炉)	1以上	15	300*		200		*気体燃料を燃焼させるものは540
			1未満	15	300*		220		
	3	焼結炉(ペレット焼成炉を除く)	10以上	15	260		220		
			1~10	15	270		220		
1未満	15	300			220				
7	3	カ 煨焼炉	1以上	10	200*		200		*アルミナの製造の用に供するものは350
			1未満	10	200*		200		
8	4	溶解炉		15	120			100	
9	5	金属溶解炉(キュボラを除く)		12	200			180	
10	6	金属加熱炉(ラジアントチューブ型)	10以上	11	200	100			
			1~10	11	200	150			
			0.5~1	11	200		150		
			0.5未満	11	200		180		
11	6	金属加熱炉(鍛接鋼管用)	10以上	11	—	100			
			1~10	11	—	180			
			0.5~1	11	—	150			
			0.5未満	11	—	180			
12	6	金属加熱炉(上記を除く)	10以上	11	160	100			
			1~10	11	170	150	130		
			0.5~1	11	170		150		
			0.5未満	11	200			180	
13	7	石油加熱炉(排脱付)	4以上	6	170	100			*S48.8.10~設置のものは170
			1~4	6	180*	150	130		
			0.5~1	6	190		150		
			0.5未満	6	200		180		
	7	石油加熱炉(エチレン分解炉)	4以上	6	170	100			*炉床式バーナーは280
			1~4	6	180*	150	130		
			0.5~1	6	180		150		
			0.5未満	6	200		180		
	7	石油加熱炉(エチレン独立加熱炉)	10以上	6	170	100			*空気予熱器を有するものは430
			4~10	6	180*	100			
			1~4	6	180	150	130		
			0.5~1	6	180		150		
0.5未満	6	200			180				
13	7	石油加熱炉(上記以外)	10以上	6	170	100			*メタノール改質炉のうち空気予熱器を有するものは430 **S48.8.10~設置のものは170
			4~10	6	170*	100			
			1~4	6	180**	150	130		
			0.5~1	6	180		150		
			0.5未満	6	200			180	
14	8	触媒再生		6	300			250	
15	8の	燃焼炉		8	300			250	
16	9	石灰焼成炉(ガス燃焼ロータリーキルン式)		15	300			250	
17	9	セメント焼成炉	10以上	10	480*	250			*湿式は適用猶予
			10未満	10	480*		350		
18	9	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		18	450			400	
19	9	板ガラス、ガラス繊維製品製造用溶融炉		15**	400			360	※専ら酸素を用いて燃焼するものは(a)式で濃度換算
20	9	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉		16**	900			800	
21	9	その他のガラス製造用溶融炉		15**	500			450	

○ 窒素酸化物の排出基準

規則別表第3の2	令別表第1の項番号	施設の種類	規模 [万 m <sup>3</sup> N/h]	On [%]	排出基準値 [cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)				備考	
					~	S50.12.9	S52.6.17	S54.8.9		S54.8.10
					~	~	~	~		
22	9	その他の窯業製品製造用 焼成炉及び溶融炉		15	200			180		
23	10	硝酸カリウムの製造の用に 供する反応炉		6	250			180		
	10	硫酸製造用反応炉(NO <sub>x</sub> を 触媒とするもの)		6	700*			180	*On=15%	
	10	その他の反応炉、直火炉		6	200			180		
24	11	乾燥炉		16	250			230		
25	13	浮遊回転燃焼式廃棄物焼 却炉のうち連続炉	4以上	12	900		450			
			4未満	12	900		450			
26	13	特殊廃棄物焼却炉(注2)の うち連続炉	4以上	12	300		250			
			4未満	12	900		700			
27	13	その他の廃棄物焼却炉	4以上	12	300*		250		*連続炉以外の ものは適用猶予	
			4未満	12	300*		250*			
28	14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉	14	250		220			
29		焼結炉	15	300		220				
30	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち <sup>サイ</sup> 鉍滓処 理炉(石炭又はコークスを燃料及 び還元剤とするものに限る)		15	450					
31	14	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立 型蒸留炉		15	230			100		
	14	その他の銅・鉛・亜鉛の精 錬用溶鉱炉		15	120			100		
32	14	銅精錬用溶解炉のうち精製炉(ア ンモニアを還元剤とするものに限 る)		12	330					
33	14	溶解炉(上記を除く)		12	200		180			
34	14	乾燥炉		16	200			180		
35	18	活性炭製造用反応炉		6	200			180		
36	21	燐等の製造用施設	焼成炉	15	200		180			
37			溶解炉	15	650		600			
38	23	トリポリリン酸ナトリウム製造 用施設	乾燥炉	16	200		180			
39			焼成炉	15	200		180			
40	24	鉛の二次精錬等の溶解炉		12	200			180		
41	25	鉛電池製造用溶解炉		12	200			180		
42	26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	12 <sup>※1)</sup>	200		180		※1)鉛酸化物製 造用施設はOs ※2)硝酸鉛製造 用施設はOs	
43			反射炉	15	200		180			
44			反応炉	6 <sup>※1)※2)</sup>	200		180			
45	27	硝酸製造施設		Os	200					
46	28	コークス炉	10以上	7	350*	200	170		*オットー型は適 用猶予	
			10未満	7	350*			170		

○ 窒素酸化物の排出基準

規則 別表 第3 の2	令別 表第 1の 項番 号	施設の種 類	規模 [万m <sup>3</sup> N/h]	On [%]	排出基準値 [cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N] (施設設置年月日別)					備考
					~	S63.2.1 ~	H1.8.1 ~	H3.2.1 ~	H6.2.1 ~	
					S63.1.31	H1.7.31	H3.1.31	H6.1.31		
47	29	ガスタービン	4.5以上	16	—	100*		70	~S63.1.31設置及び 非常用は適用猶予 *ガス専焼は70 **ガス専焼は90	
			4.5未満	16	—	120**	100*	70		
48	30	ディーゼル 機関	400mm以 上*	13	—	1600	1400	1200	~S63.1.31設置及び 非常用は適用猶予 *シリンダー内径	
			400mm未 満*	13	—	950				
49	31	ガス機関		0	2000		1000	600	非常用は適用猶予	
50	32	ガソリン機関		0	2000		1000	600	非常用は適用猶予	